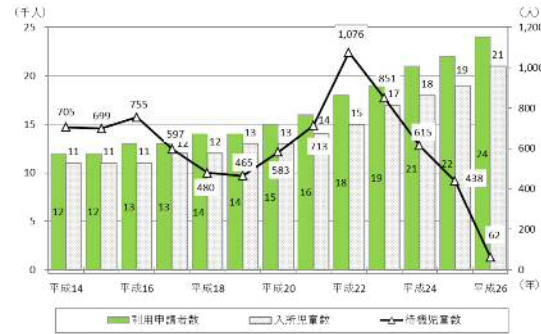


背景

本市では、これまで増大する保育需要に対応するため、保育所整備を推進するとともに、一時保育や休日保育、さらには病児・病後児保育などの、多様な保育サービスの充実を図ってきました。



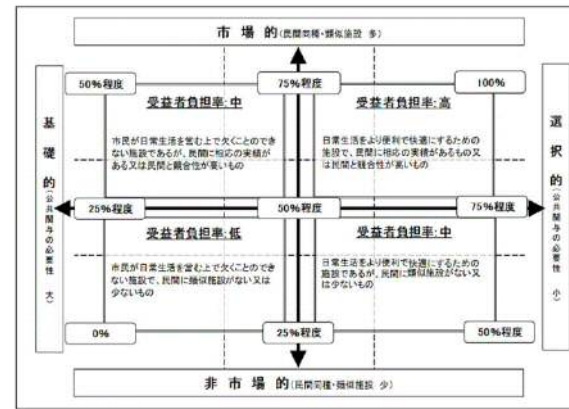
目的

認可保育所等の保育料については、世帯の所得の状況に応じて費用負担を求めています。

運営費の増加に対応する適正な費用負担は将来にわたって継続して見直していく必要があります。

本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改正、他都市の状況等にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化を、今後とも継続的に検討いたします。

【標準的な受益者負担の考え方】



経緯

2011(平成23)年度に、学識経験者、幼稚園・保育所運営事業者、保護者代表等で組織する「保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、保育料の改定に向けた検討を行い、次の報告を受けました。

- ①保護者からの応分の負担を求める。
- ②保護者負担割合を国基準保育料に対し75%程度とする。
- ③低所得者層及び中間層へ配慮した保育料額とする。
- ④保護者負担能力に応じた所得税の間差額の設定や保育料額の設定を見直す。

上記報告を受け、2012(平成24)年度から3年間で、保育料の負担割合を国基準保育料の66.4%から75.0%まで段階的に引き上げました。

現状分析

【他都市比較】

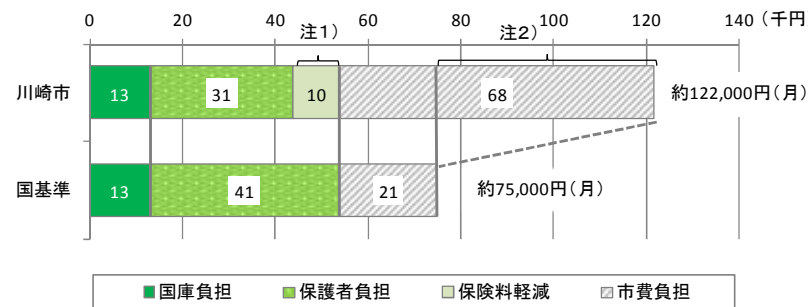
本市の保育料水準は、政令市20市の中でも4番目の高水準であるとともに、平成24年度から平成26年度の3か年で段階的に引き上げてきたことの考慮も必要です。

都市名	最高保育料(円)			最低保育料(円)			H27保育料
	3歳未満児	3歳	4才以上児	3歳未満児	3歳	4才以上児	
川崎	82,800	31,500	31,500	5,300	3,300	3,300	変更なし
千葉	70,900	35,770	35,770	4,110	3,320	3,320	変更
横浜	77,500	43,500	43,500	3,200	2,100	2,100	変更なし
浜松	73,600	35,300	30,300	3,000	1,900	1,900	変更
京都	85,700	35,600	28,900	2,900	2,400	2,100	変更
神戸	74,000	32,800	32,800	5,600	3,700	3,700	変更
福岡	83,200	30,200	30,200	14,200	12,400	12,400	変更なし

【運営経費】

高まる保育需要に対応するために、毎年20施設程度の認可保育所の整備を推進し、入所定員の拡大に努めてきたことにより保育所の運営費は年々増加し、2014(平成26)年度の保育所運営費の予算は300億円を超えている状況です。利用する子どもの処遇向上と保育料負担軽減のために独自の施策を展開していることもあり、子ども1人当たりで換算すると、月額約12万2千円となっています。

今年度施行の「子ども・子育て支援新制度」においては、国基準利用者負担額が従来水準と同額とされていることや、平成24年度から平成26年度の3か年で段階的に引き上げてきたことも考慮し、本市の平成27年度保育料は平成26年度と同水準としました。



【公平性の確保】

保育料の徴収については、現年度分は各種取組により収納率の向上の成果をあげていますが、滞納繰越分については、年月の経過が進むことで徴収が困難になるため、平成27年度以降、対策強化が必要です。

【1号認定の利用者負担額】

1号認定幼稚園については、国から示された利用者負担額の上限水準を踏まえ、本市の平成26年度保育所等の3歳以上児の保育料水準の8割程度になるよう設定しました。

【基本保育料以外の料金】

保育所における一時保育や病児保育施設の利用料については、保育所保育料を基に設定していましたが、事業実施の状況、国の制度改正等を考慮した負担のあり方を検討することが必要です。

新制度における利用者負担の考え方

【国の考え方】

利用者負担は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めること（応能負担）とされており、従来制度の国基準保育料（上限）を基に国が定めた水準を上限として、市町村が定めることとなりました。

国が定める水準は、保育標準時間は旧制度と同額、保育短時間は標準の約1.7%減です。

利用者負担額は、従来の所得税額等から、市町村民税の所得割額を算定根拠とすることとされ、市町村民税の賦課決定時期が6月であることを考慮して、年度切り替え時期は毎年9月と省令で示されました。

利用者負担額は、人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者が負担するもの。また、給食材料費相当額（2号は副食費、3号は主食費及び副食費）が含まれています。

多子軽減の取扱いについては、就学前児童のうち最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが同時に利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料です。

利用者負担のあり方検討の考え方

平成27年度は据え置いたが、平成28年度以降の利用者負担額の検討は、国の資料でも子ども・子育て会議とされていることから、本市においては「子ども・子育て会議 教育・保育部会」において、本年中を目途に一定の方向性を検討することとします。

会議の開催は、4~5回程度とします。

利用者負担額のあり方を踏まえての改定時期は、利用者負担額（保育料）の年度切り替え時期である9月での改定を基本として検討します。

幼稚園、保育所等の基本保育料だけでなく、延長保育や一時保育、さらには病児・病後児保育事業等の利用料についても検討対象とします。

【本市の改定の方向性】

- ①本市として、持続可能な保育サービスを提供できるよう、手数料・使用料の設定基準等を踏まえ、適切な利用者負担を設定できるよう、今後とも定期的に検討を続けます。
- ②3歳以上児については、前回のあり方検討の際に、ほぼ据え置きとし、政令市比較でも、比較的低い水準であることから、今回の検討では、応分の負担をいただく方向で整理したいと考えています。
- ③多子減免については、第二子は、第一子の50%及び70%の設定としていますが、可能な限り第一子の50%に設定できる方向で整理したいと考えています。
- ④一部の世帯に負担が偏らないよう、改めて保育料表の見直しをしたいと思います。